



2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

2026年1月30日

上場会社名 日本パレットプール株式会社 上場取引所 東
コード番号 4690 URL <https://www.npp-web.co.jp>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 浜島 和利
問合せ先責任者 (役職名) 執行役員 (氏名) 諏訪 光則 (TEL) 06(6373)3231
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無 : 無
決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2026年3月期第3四半期の業績 (2025年4月1日～2025年12月31日)

(1) 経営成績(累計)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年3月期第3四半期	5,300	1.0	260	△17.5	331	△17.9	212	△19.7
2025年3月期第3四半期	5,248	△9.6	315	△51.8	403	△43.5	265	△54.4

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
2026年3月期第3四半期	円 銭 134.56	円 銭 —
2025年3月期第3四半期	157.51	—

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
	百万円		百万円		%	
2026年3月期第3四半期	10,954		6,641		60.6	
2025年3月期	10,156		6,459		63.6	

(参考) 自己資本 2026年3月期第3四半期 6,641百万円 2025年3月期 6,459百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2025年3月期	円 銭 —	円 銭 0.00	円 銭 —	円 銭 59.00	円 銭 59.00
2026年3月期	—	0.00	—	—	—
2026年3月期(予想)	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有

詳細は本日公表の「期末配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご覧ください。

3. 2026年3月期の業績予想 (2025年4月1日～2026年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	7,065	1.9	404	9.5	457	△3.0	292	△5.5	185.10

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期 3Q	1,620,000株	2025年3月期	1,620,000株
② 期末自己株式数	2026年3月期 3Q	37,335株	2025年3月期	37,289株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期 3Q	1,582,681株	2025年3月期 3Q	1,682,711株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人 : 有（任意）
によるレビュー

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

- ・本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は予想数字と大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	6
(会計方針の変更)	6
(会計上の見積りの変更)	6
(修正再表示)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
3. その他	7
継続企業の前提に関する重要事象等	7
独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	8

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間における国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの兆しが見られたほか、インバウンド需要も堅調に推移しました。一方で、原材料価格の高騰や為替相場の変動による影響が続き、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもとで、主要取引先である総合化学メーカー向けレンタルは、取引数量の減少傾向に歟止めがかかり、前年同四半期を上回りました。その他一般顧客向けレンタルは物価高による個人消費の抑制等の影響を受けて取引需要が伸び悩んだものの、レンタル売上高は前年同四半期比47百万円（1.0%）増の49億19百万円となりました。また、販売売上高他の合計も前年実績を上回った結果、売上高総額は前年同四半期比51百万円（1.0%）増の53億円となりました。

費用面につきましては、パレットのレンタル稼働率の上昇に加えて、人件費や燃料価格の高騰を背景とする支払単価の上昇が運送費や保管料等のコストを押し上げました。現有資産の有効活用による減価償却費の低減に注力いたしましたが、これらのコスト増を補うには至らず、営業費用は前年同四半期比1億6百万円（2.2%）増の50億39百万円となりました。

以上の結果、営業利益は2億60百万円（前年同四半期比17.5%減）、経常利益は3億31百万円（前年同四半期比17.9%減）、四半期純利益は2億12百万円（前年同四半期比19.7%減）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

財政状態の変動状況

当第3四半期会計期間末の総資産は109億54百万円で、前事業年度末に比べ7億98百万円増となりました。

流動資産は21億62百万円で、前事業年度末に比べ81百万円減、固定資産は87億91百万円で、前事業年度末に比べ8億79百万円増となりました。

流動資産減少の主な要因は、未収入金（「その他」に含む。）、未収消費税等（「その他」に含む。）及びレンタル未収金の増加はあったものの、現金及び預金の減少によるものです。

固定資産増加の主な要因は、繰延税金資産（「その他」に含む。）の減少はあったものの、貸与資産及び社用資産の増加によるものです。

流動負債は30億45百万円で、前事業年度末に比べ3億63百万円増、固定負債は12億67百万円で、前事業年度末に比べ2億52百万円増となりました。

流動負債増加の主な要因は、未払金（「その他」に含む。）の減少はあったものの、買掛金及び1年内返済予定の長期借入金の増加によるものです。

固定負債増加の主な要因は、長期未払金の減少はあったものの、長期借入金の増加によるものです。

当第3四半期会計期間末の純資産は66億41百万円で、前事業年度末に比べ1億82百万円増となりました。これは主に、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したことによるものです。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2025年10月27日に公表致しました業績予想から修正は行っておりません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,295,569	1,001,587
受取手形	16,859	14,176
レンタル未収金	697,730	754,630
売掛金	138,069	125,486
未収還付法人税等	16,297	—
その他	79,175	266,487
貸倒引当金	△101	△108
流動資産合計	2,243,600	2,162,259
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産		
賃貸用器具（純額）	6,621,017	7,357,180
貸与資産合計	6,621,017	7,357,180
社用資産		
建物（純額）	279,553	266,969
土地	263,439	263,439
その他（純額）	204,784	337,111
社用資産合計	747,777	867,519
有形固定資産合計	7,368,795	8,224,699
無形固定資産	87,700	70,024
投資その他の資産		
投資有価証券	322,318	405,273
破産更生債権等	235	235
貸倒引当金	△235	△235
その他	133,599	91,960
投資その他の資産合計	455,917	497,234
固定資産合計	7,912,413	8,791,958
資産合計	10,156,013	10,954,218
負債の部		
流動負債		
買掛金	646,059	921,788
短期借入金	1,030,000	1,030,000
1年内返済予定の長期借入金	523,372	640,040
未払法人税等	16,161	34,051
引当金	37,781	13,994
その他	428,529	405,836
流動負債合計	2,681,903	3,045,709
固定負債		
長期借入金	704,998	989,958
引当金	22,985	27,526
長期未払金	236,654	201,827
資産除去債務	50,422	47,953
固定負債合計	1,015,060	1,267,265
負債合計	3,696,964	4,312,975

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,955	767,955
資本剰余金	486,455	486,455
利益剰余金	5,125,161	5,244,745
自己株式	△53,769	△53,858
株主資本合計	6,325,801	6,445,297
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	133,247	195,944
評価・換算差額等合計	133,247	195,944
純資産合計	6,459,049	6,641,242
負債純資産合計	10,156,013	10,954,218

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
売上高	5,248,381	5,300,103
売上原価	4,066,274	4,102,197
売上総利益	1,182,106	1,197,906
販売費及び一般管理費	866,393	937,333
営業利益	315,712	260,572
営業外収益		
受取利息	20	187
受取配当金	7,411	10,075
紛失補償金	68,454	38,968
廃棄物処分収入	29,120	42,874
その他	7,115	2,764
営業外収益合計	112,122	94,870
営業外費用		
支払利息	24,189	23,940
その他	—	300
営業外費用合計	24,189	24,240
経常利益	403,645	331,202
税引前四半期純利益	403,645	331,202
法人税、住民税及び事業税	102,365	92,352
法人税等調整額	36,229	25,885
法人税等合計	138,594	118,238
四半期純利益	265,051	212,964

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(修正再表示)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)

当社は、パレットレンタル事業を主たる業務としております。販売及びその他収入(利用運送事業に伴う収入)については、レンタル事業に付随して行われているのみであり、不可分の販売形態の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)

当社は、パレットレンタル事業を主たる業務としております。販売及びその他収入(利用運送事業に伴う収入)については、レンタル事業に付随して行われているのみであり、不可分の販売形態の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費 1,620,439千円	1,565,522千円

3. その他

継続企業の前提に関する重要事象等

該当事項はありません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月27日

日本パレットプール株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士 洪 誠悟
指定社員 業務執行社員	公認会計士 稲 積 博 則

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている日本パレットプール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31までの第54期事業年度の第3四半期会計期間(2025年10月1日から2025年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2025年4月1日から2025年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準(ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。)に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。